

## 面接のポイント（Blanket L-1Bビザ）

### 1. はじめに

- Blanket Lビザの申請には管理職用のBlanket L-1AとスペシャリストのBlanket L-1Bの2つのカテゴリがあります。
- どちらに該当するかはサポートレターの1ページ目の一つ目のパラグラフ、“At this time, \*\*\* Corporation wishes to apply for a Blanket L-1\* visa on behalf of ...”でご確認いただけます。

### 2. Blanket L-1Bビザとは

- Lビザは国際企業（アメリカとアメリカ以外に拠点のある企業）の拠点間の異動者用のビザです。今回申請されるBlanket L-1Bビザが発給されるスペシャリストにはspecialized knowledge（専門知識）を有することが求められます。
  - specialized knowledgeとは、個人が有する所属企業の製品、業務、研究、設備、技術、経営、その他事業に関連する事柄および国際市場への応用に関する専門知識、または組織のプロセスおよび手順に関する高度な知識または専門性を意味します。
  - specialized knowledgeは特定の分野において他の従業員が有する通常の知識とは異なる、またはそのレベルを超えていなければならない、また所属企業の組織においてそれまでの意義のある経験によって得られたものでなければなりません。申請者は米国の労働市場では容易に入手できない、組織のプロセスや手順、または組織の特別な知識についての高度なspecialized knowledgeを有している必要があります。
  - 「技能工」（肉体労働や熟練した仕事によって製品を生産することができる技能や知識を有する者）であることだけでspecialized knowledgeのカテゴリに該当することはできません。専門知識の能力は申請者の訓練やスキルのレベルではなく、事業会社の製品やサービス、経営運営、意思決定プロセス、または米国の労働市場で容易に入手できない類似の要素に関するビザ申請者の専門知識に基づいています。Lビザ米国の労働者不足を緩和または救済することを意図したものではありません。
- Blanket L-1Bに求められるspecialized knowledgeについては、ビザ審査のガイドラインであるForeign Affairs Manualでさらに以下のように記載されています。
  - 申請者が専門的な知識を有し、専門職の一員であることを信頼できる証拠によって証明しなければなりません。
  - “専門職”という用語には、建築家、技術者、弁護士、医師、外科医、および小学校、中学校、大学、アカデミー、または神学校の教師が含まれますが、これらに限定されません。
  - 申請者が専門職の一員であることを証明するには、申請者の独自の状況に応じてそれぞれ異なります。以下に例を示しますが、これらの例に限定されるものではありません。
    - 専門職を実践するための現実的な前提条件である学士号、または学士号レベルに相当する長期の教育・研究コースの履修している。
    - 学士号と学士号レベルの学位が必要な職業。
    - 専門職の管理団体からの証明書がある。
    - 申請者が働こうとする州または管轄区域で免許が必要とされている場合は医師、会計士、弁護士、エンジニアなどの関連する職業を実践するための資格がある。

またBlanket L-1B には、米国の資本関係に無いクライアント先での現業（Off-site duty）も認められています。但しその場合は、サポートレター及びI-129Sの書式にOff-site duty であることに加え、

- \* 何故その現場で働くかの必要性や必然性
- \* 誰がどのように管理するのか
- \* 申請者が保有する高度な専門知識の何をどのように使うのか

について詳細な記述が必要であり、面接での上記3点は重ねて質問される場合が濃厚です。

- Off-site duty は、例えばクライアント先でのシステムのインテグレーションや、生産設備納入先への新規機械の敷設・立上げ、共同技術・研究開発、品質等の改善対応等があげられます。

### 3. Blanket L-1B ビザの審査のポイント

- どのようなspecialized knowledgeを有しているか。
- そのspecialized knowledgeは所属企業でのどの程度の在籍期間で習得したか。
- 米国での業務がそのspecialized knowledgeがどのように必要とされるか。
- そのspecialized knowledgeは米国で習得できるものではないか。
- そのspecialized knowledgeは大学の高等教育が必要とする業務によって得られたものか。

### 4. 領事の質問への対応

- 今回の申請で何をspecialized knowledgeとして主張しているかをご確認ください。サポートレターのThe applicant's qualificationsに記載されています。
- ご自身のspecialized knowledgeと前述の審査のポイントをご理解の上、以下の質問への回答をご準備ください。またサポートレターとの整合性にご注意ください。
  - あなたは米国でこういった仕事に就くのですか？
    - 実態に合わせて具体的にご説明ください。
  - あなたの持つspecialized knowledgeは何ですか？
    - いかに深い御社固有の知識かを、具体的にご説明ください。
  - その仕事はなぜ現地採用の人に任せられないのですか？なぜ日本から派遣しなければならないのですか？
    - 前述のspecialized knowledgeと絡め、業務にはその知識が不可欠であることをご説明ください。
  - あなたのspecialized knowledgeはどのように習得したのですか？
    - 大学の専門性を必要とする業務である、プロジェクトなど選抜されたメンバーのみ習得可能な知識である、研究開発など特化部門で習得した知識である、など。
  - Off-site（顧客先など、自社のオフィス以外での勤務）はどのようなものですか？
    - 客先で業務をすること自体は問題ありませんが、あくまでも派遣元である米国拠点の社員として客先で働いていること、客先の指揮命令系統に入らないことを明確にご説明ください。また定期的にミーティングを行うなど、離れていても上長の管理下にあることも重要です。
- 中には意地悪な質問をする領事もいます。慌てず、事実に基づいて、具体的に回答をしてください。
  - 在籍年数が短いのに、specialized knowledgeと言えるのですか？
    - 在籍期間は短いですが、大学で専攻内容（または前職で習得した知識など）がベースとなっており、社内でも数名しか知らないレベルの知識です。

- 大学は文系なのに、どうやってそのspecialized knowledgeを習得したのですか？
  - 大学の専攻とは直接関係ありませんが、社内外での研修でその部分は十分補い、実際今の部署で十分な実績を残しています。そうでなければこのポジションに派遣されません。
- 英語が苦手なようですが、どうやってこのポジションの業務をするのですか？
  - 今は面接で緊張していますが、これまでも1人でアメリカ出張をしてきましたが、業務上支障はありませんでした。また技術的な内容なので、専門用語が分かれば比較的容易にコミュニケーションができます。

#### 5. 一般的な注意事項

- フレーズは短く、簡潔にお答えください。
- 英語が苦手の方も初めは英語でお答えください。ただし英語での回答が難しいと感じた場合は、誤解の無いよう正確に伝えたい、として日本人スタッフの通訳をご依頼ください。留学などのビザと異なり、高い英語力が求められる業務ばかりではありませんので、通常就労ビザで英語力が理由でビザの申請が拒否されることはありません。英語での面接は慣れていないが、実務を行う上では問題ないのご説明ください。ただしポジションによってはこの英語力ではそのポジションの業務は遂行できず、必要とされる能力に欠けると判断される可能性もあります。
- 面接の際メモなどを見ながら回答をすることはお避けください。回答をそのまま読み上げているとみなされ、指摘を受けたことがあります。必要に応じて確認する程度にとどめてください。
- これまでの経験、保有する知識と実績に自信を持ち、堂々と胸を張って面接にお臨みください。